

R7-8シーズンにおけるビワマス引縄釣の承認制について

1. R7-8 シーズンの概要

《プレジャーボート使用者》

- 資源評価および過去 5 年の採捕実績からプレジャーボート使用者による採捕可能量を 12.2 トンと設定し、承認数を 1,171 人(R6-7 シーズンは 1,083 人)以内とする。
- 承認内容は、R6-7 シーズンと同様とする。
- 承認基準に、引縄釣を行うにあたり他者からの補助を受けずに船上での作業を行うことができるという内容の項目を新たに追加。
- 承認決定方法は、R6-7 シーズンと同様に、承認数を超える承認申請があった場合、抽選を実施。承認決定後、事務局が定める標旗交付申請期限内に必要な手続きが行われなかった件数を上限に、1 回目の抽選で外れた者のみを対象とする補充抽選を実施。
- 承認標旗の交付にかかる手数料として、2,850 円を徴収。

《遊漁船業者》

- 承認数は、R6-7 シーズン同様、40 隻以内とする。
- 承認内容、承認基準、承認決定方法についても、R6-7 シーズンと同様とする。
- 承認標旗の交付にかかる手数料として 2,850 円を徴収。

2. 承認基準

《プレジャーボート使用者》

- R6-7 シーズンと同様、報告期限を遵守しなかった者、指示に従わなかった者は承認しない。
 - ・ 承認章旗の返却、採捕報告が期限までになかった者： 65 人
 - ・ 委員会指示に従わなかった者： 10 人
- 標旗の貸与や承認を受けている者に代わり承認を受けていない者が主体的に釣りをを行っている事例を確認していることから、下記項目を承認基準に加える。
 - 「⑤ 自らが単独で竿を操作することに同意する者。」
(危険を回避するための措置、船上での準備・処理作業等は含まない。)

3. 承認決定方法

《プレジャーボート使用者》

- ・ プレジャーの申請受理数が承認数を超えた場合は、R6-7 シーズンと同様に抽選により決定。
- ・ 承認決定後、承認通知に記載されている期間内に必要な手続きが行われなかった件数を上限に、1 回目の抽選で外れた者のみを対象とする補充抽選を実施。
- ・ 補充抽選の方法は、1 回目の抽選方法と同様のものとする。

4. 県内在住者の優先について

- ・ 国は、県内優先措置をとるためには、明確に説明できる根拠、理由が必要になるとの考え。
- ・ 天然水域のビワマスが無主物に該当するとともに、遊漁者全体に対する承認制度を運用している中、現段階では県外在住者に対し更なる制限をかけるための明確な理由や根拠に乏しい状況。

5. 今後の予定(案)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・ 委員会の指示発出 | 9月下旬 |
| ・ 手続きに関する内容をホームページへ掲載 | 9月下旬～ |
| ・ プレジャーボート使用者申請受付期間 | 10月1日(水)～10月31日(金) |
| ・ 遊漁船業者申請受付期間 | 10月15日(水)～10月31日(金) |
| ・ 承認決定 | 11月上旬～中旬 |
| ・ 補充抽選(実施する場合) | 12月中旬 |